

札幌市告示第 1490 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 29 日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 指定管理者の名称
一般財団法人さっぽろ産業振興財団
- 2 管理を行わせる施設の名称及び所在地
札幌市産業振興センター（札幌市白石区東札幌 5 条 1 丁目）
- 3 管理を行わせる期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- 4 管理業務の範囲
 - (1) 統括管理業務
 - (2) 施設・設備等の維持管理に関する業務
 - (3) 事業の計画及び実施に関する業務
 - (4) 施設の利用等に関する業務
 - (5) 上記(1)から(4)に掲げる業務に付随する業務

※ 上記の管理業務に併せて下記に定める自主事業を行う。

 - ア 企業の付加価値向上に資する連携を促進するためのマッチング、イベント等の実施
 - イ その他条例で定める施設の設置目的及び事業内容に適うと認められる事業
- 5 利用料金に関する事項
地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度を採用する。利用料金は、札幌市産業振興センター条例で定める額を上限として、札幌市の承認を得て定めることができる。